

## 漁業集落排水処理施設分担金 Q&A (岩手県久慈市)

下水道が整備されると、生活排水を下水道に流すことができるほか、トイレを水洗化することができ、下水道がない地域と比べて快適で住みやすい生活ができるようになります。

下水道の整備に必要なお金は、そのほとんどが国からの補助金や税金でまかなわれますが、一部は受益者（漁業集落排水が整備された区域の建物の所有者）の皆様から、整備に必要なお金を負担していただいております。

この受益者の皆様から負担していただくお金のことを「漁業集落排水処理施設分担金」といいます。

### 【1. 分担金の額】

分担金の額は1戸当たり128,000円です。

下水道が整備され新しく分担金がかかることになった区域は、その年の4月1日に供用開始（下水道につながる区域として決めること）をし、その後市から新しく受益者となった皆様に文書でお知らせをしています。

なお、それぞれの建物に分担金がかかるのは1回限りです。

**Q1 公共下水道の受益者負担金と違い、1戸当たりで分担金を決めるのはなぜですか？**

A1 公共下水道の場合は、整備する区域の土地所有者に、土地の所有面積に応じて負担していただくという考えで負担金を賦課しています。そのため、土地が農地等の場合も、（土地所有者の了解を得て）下水道を整備します。漁業集落排水の場合は、建物を対象に整備をし、土地が農地等の場合は下水道を整備しないため、建物1戸当たりに分担金を賦課しています。

分担金納付済みの土地に建物をもう1戸建てた場合、新たに分担金が賦課されます。

なお分担金の額は、市議会で議決された市の条例で定めています。

また、区域一体が供用開始になった後の宅地化などで新たに下水道を整備した場合は、整備費用の一部（4%）を分担金に加算します。

### 【2. 受益者の決定】

供用開始から受益者の決定までの概ねの流れを、時系列で説明します。

- (1) 下水道の整備が終了 ~ 供用開始 （4月1日）
- (2) 市から土地（建物）所有者に、①受益者・分担金額の仮決定の通知書、②受益者の申告書、③減免・猶予の申請書を送ります。 （6月中）
- (3) 受益者から市に、②受益者の申告書、③減免・猶予の申請書（該当する場合）を提出していただきます。（7月中旬）
- (4) 市から受益者に、提出していただいた内容等に基づき、④分担金の決定通知書、⑤減免・猶予の決定通知書（該当する場合）、⑥納入通知書を送ります。 （8月中旬）

### Q2 受益者はどのように決めるのですか？

A2 受益者とは基本的に、下水道が整備された区域の土地の所有者ですが、その土地に建っている建物の所有者や建物に住んでいる人が違う場合には、次のように受益者を決めていきます。

1. 自分の土地に自分の家を持ち、そこに住んでいる場合 <b>受益者はA</b> 居住者・・・A 家屋所有者・A 土地所有者・A	2. 貸家・アパート・間借りなどをしている場合 <b>受益者はA</b> 居住者・・・B 家屋所有者・A 土地所有者・A	3. 借地の上に、自分の家を建てて住んでいる場合 <b>受益者はB</b> 居住者・・・B 家屋所有者・B 土地所有者・A
--	--	---

### Q3 受益者が土地所有者でない場合は、どのような手続きが必要ですか？

A3 受益者の申告書に、ご本人様と、受益者となる方とで連署して申告書を提出してください。（口頭での受付はできません。）

### Q4 亡くなった人宛てに文書が送られてきました。

A4 市では、公簿（登記事項証明書）を基にして文書を出していますので、登記が済んでいないと亡くなった方へ文書が届く場合があります。受益者の申告書に現在の管理者のお名前を書いて、申告書を提出してください。

### 【3. 分担金の支払】

分担金は、市からお送りした納入通知書でお支払いいただきます。支払回数は、一括払いか、年2回・3年の分割払いのどちらかを選べます。

納期限は、次のとおりとしています。

- (1) 一括払いの納期 8月31日
- (2) 分割払いの納期 第1期：8月31日 第2期：翌年の2月28日

一括払いの場合は、6%分が報奨金として差し引かれます。支払例は、次のとおりです。

(3) 一括払いの支払例 128,000円－7,680円(▲6%)＝120,320円

(4) 分割払いの支払例 128,000円÷6期(年2回・3年)  
＝21,500円(第1期)、21,300円(第2期～)

#### Q5 口座振替はできますか？

A5 できません。また、コンビニ収納も行っておりませんのでご了承ください。

### 【4. 分担金の減免】

公民館や公衆用道路など、地域の皆様が共用する土地にかかる分担金は、分担金を割引(減免)することができます。

(例) 地区公民館 → 10割引 公衆用道路 → 10割引

分担金を減免するためには、受益者の申告書と一緒に、減免の申請書を提出してください。(口頭での受付はできません。)

### 【5. 分担金の徴収猶予】

分担金がかかる土地が、下水を流さない場合などは、分担金の支払を止めること(猶予)ができます。

分担金を猶予するためには、受益者の申告書と一緒に、猶予の申請書を提出してください。(口頭での受付はできません。)

### 【6. 受益者の変更・猶予の取消】

分担金がかかっている土地が売買などで受益者に変更があった場合は、「漁業

集落排水処理施設受益者変更届」に、元の受益者の方と、新しく受益者となる方で連署して市に届出をしてください。売買などにより受益者が自動的に変更になることはありません。

また、徴収猶予の事由が消滅した場合などは、猶予が取消となりますので、市にお知らせください。(現地確認の結果などにより、市からお知らせをする場合もあります。)

#### Q6 負担金を支払済の土地を売る場合、手続は必要ですか？

A6 負担金に関する手続は、必要ありません。

#### Q7 受益者を変更した場合、分割払いしていた負担金はどちらが支払うことになりますか？

A7 届出があった日以前が納期となっているものは元の受益者に、届出があった日より後が納期となっているものは新しい受益者に、それぞれお支払いいただきます。

#### 【お問い合わせ先】

〒028-0051 岩手県久慈市川崎町8-2  
久慈市上下水道部 経営企画課 総務係  
TEL：0194-52-2189  
営業時間 平日8:30～17:15